

中山町

建築物等耐震改修促進計画

平成22年3月 策定

令和 5年3月 改定



中山町

目 次

第1章 計画の概要	1
1 目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
第2章 建築物等の耐震診断・改修の実施に関する目標	3
1 想定される地震の規模、被害状況	3
2 耐震化の状況	6
2-1 住宅	6
2-2 建築物等	8
3 耐震改修等の用途別目標の設定	9
3-1 住宅	10
3-2 建築物等	10
第3章 建築物等の耐震診断・改修の促進を図るための施策	11
1 基本的な取組方針	11
2 耐震化の促進を図るための支援策	11
3 住宅耐震化を促進する取組	11
4 改修実施への環境整備	12
5 地震時の建築物等の総合的な安全対策	12
6 地震時の通行を確保する道路	13
7 建築物等の地震に対する安全性向上に関する啓発等	13
7-1 地震ハザードマップの活用	13
7-2 相談体制整備・情報提供の充実	13
7-3 パンフレットの活用等	13
7-4 家具転倒防止等	14
7-5 自治会等との連携	14
8 その他関連施策の推進	14
8-1 山形県住宅・建築物地震対策推進協議会との協働	14
8-2 その他	14

1 目的

中山町建築物等耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、地震による住宅・建築物等の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護し、災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。本計画の策定にあたっては防災上重要な建築物や住宅等の耐震診断・耐震改修の目標、目標達成のための施策、地震に対する安全性向上のための知識の普及・啓発の方法等を検討し、耐震診断・耐震改修を計画的かつ重点的に推進するための基本的な枠組みを定める。

2 計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日、法律第123号）（以下「法」という）第6条第1項及び国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日、国土交通省告示第184号）（以下「基本方針」という。）、「山形県建築物耐震改修促進計画」（令和3年3月）（以下「県計画」という。）及び「山形県公共施設等耐震化基本指針」（平成17年3月）に基づき、策定するものである。

また、本計画は、「山形県地域防災計画（震災対策編）」（令和3年11月）、「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」（令和3年3月）、「中山町地域防災計画（震災対策編）」（令和4年3月）、「中山町国土強靱化地域計画」（令和4年3月）を上位計画として、既存建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す計画である。

さらに、本計画は、第6次中山町総合発展計画（令和3年3月）における将来像『郷土の誇りを未来につなぐ ひとが輝く健幸のまち なかやま ～思いやりの絆で築く みんなの想いが響くまち～』を実現するための個別計画でもある。

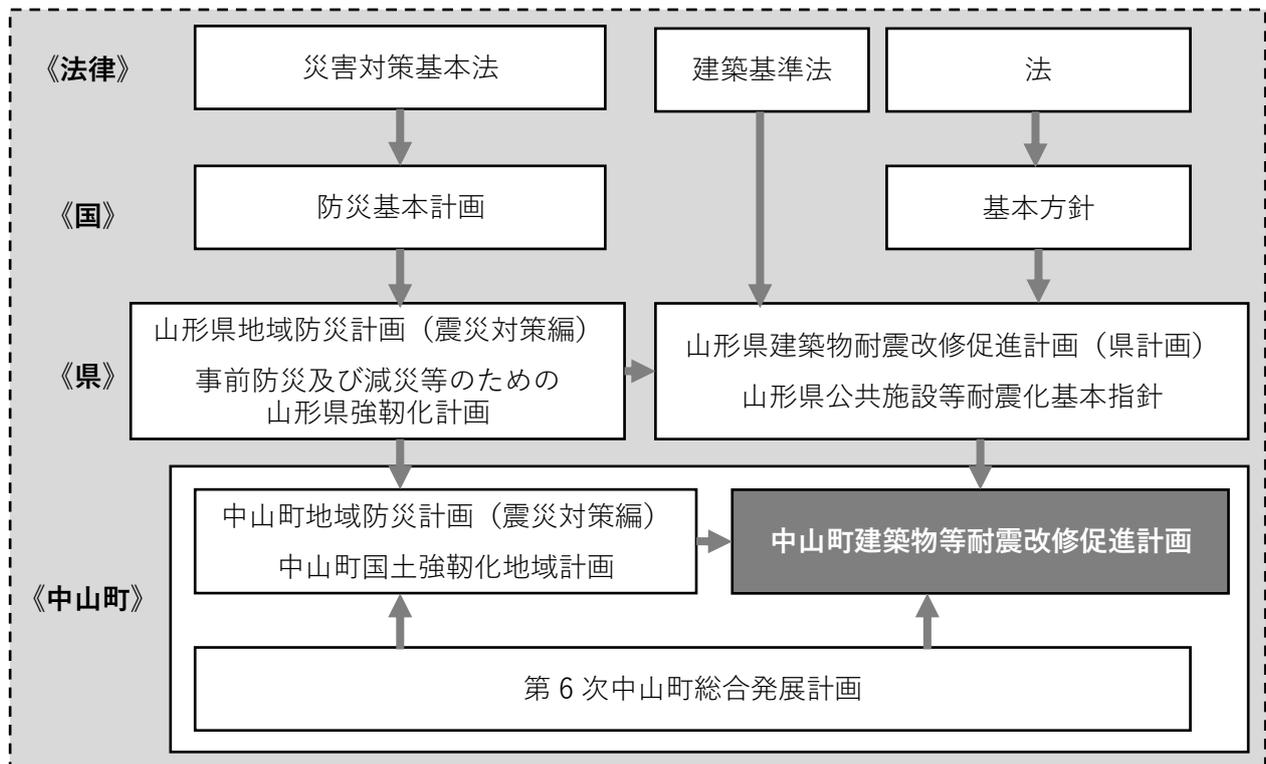


図1-1 計画の位置づけ

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年とする。なお、定期的に点検・検証を行うものとし、必要に応じて本計画を見直すものとする。

1 想定される地震の規模、被害状況

山形県における主要な活断層は、山形盆地断層帯、庄内平野東縁断層帯、新庄盆地断層帯及び長井盆地西縁断層帯が存在し、このうち3つの断層帯で阪神・淡路大震災を上回るマグニチュード7.5から7.8クラスの大規模地震が発生する可能性が指摘されている（表2-1）。

今後30年以内に大規模地震が発生する確率は、山形盆地断層帯で0.002～8%、庄内平野東縁断層帯でほぼ0～6%と全国の断層帯と比較しても高い数値で想定されている。

県内の4つの断層帯のうち本町に大きな被害をもたらすと予測されるものは、図2-1に示すように本町の西から西南にかけて伸びる長井盆地西縁断層帯並びに本町を通過する山形盆地断層帯である。とくに山形盆地断層帯は、本町の中央部を縦貫し、地震が発生した際の想定震度は7に達している。

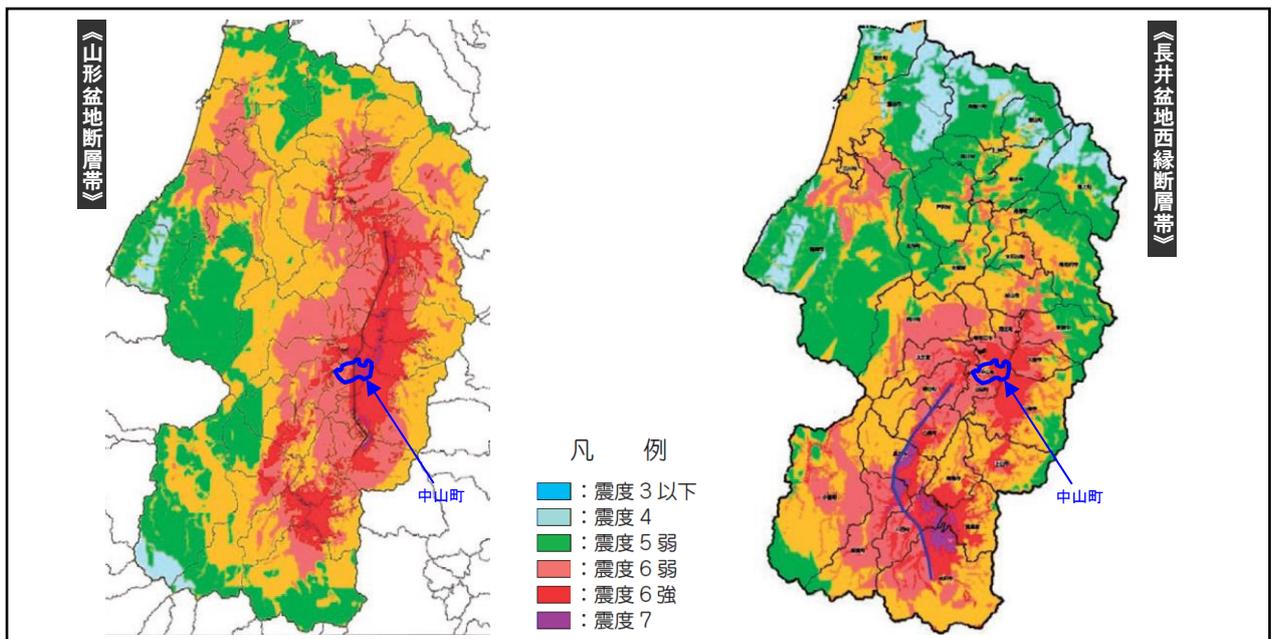
山形県による県内断層帯の被害想定調査結果は表2-2に示すとおりである。

被害想定が県内最大で広範囲にわたる山形盆地断層帯では、県内全域で被害が予想されており、建物の全・半壊約89,000棟、死者約2,000人、負傷者約22,000人、建物被害による避難者が約95,000人と見込まれている。また、長井盆地西縁断層帯では、建物の全・半壊約73,000棟、死者約1,700人、負傷者約16,000人、建物被害による避難者が約79,000人と見込まれている。

表2-1 想定地震の長期評価一覧

断層名	地震の規模	位置	断層の長さ	地震発生確率		公表年月日
				30年以内	100年以内	
山形盆地断層帯	全体：M7.8程度 北部：M7.3程度 南部：M7.3程度	大石田町～上山市	全体：約60km 北部：約29km(大石田町～寒河江市) 南部：約31km(寒河江市～上山市)	北部：0.002%～8% 南部：1%	北部：0.01～20% 南部：4%	平成19年8月
庄内平野東縁断層帯	全体：M7.5程度 北部：M7.1程度 南部：M6.9程度	遊佐町～鶴岡市	全体：約38km 北部：約24km(遊佐町～酒田市) 南部：約17km(酒田市～鶴岡市)	北部：ほぼ0% 南部：ほぼ0～6%	北部：ほぼ0% 南部：ほぼ0～20%	平成21年10月
新庄盆地断層帯	東部：M7.1程度 西部：M6.9程度	新庄市～舟形町 鮭川村～大蔵村	東部：約22km(新庄市～舟形町) 西部：約17km(鮭川村～大蔵村)	東部：5%以下 西部：0.6%	東部：20%以下 西部：2%	平成23年5月
長井盆地西縁断層帯	M7.7程度	朝日町～米沢市	約51km	0.02%以下	0.1%以下	平成17年2月

出典：山形県建築物耐震改修促進計画（令和3年3月、山形県）
 山形盆地断層帯の長期評価の一部改訂について（平成19年8月24日、山形県総務部危機管理室）
 山形県の活断層（平成21年1月、山形県総務部危機管理室総合防災課）
 庄内平野東縁断層帯の長期評価の一部改訂について（平成21年10月19日、山形県総務部危機管理室）
 新庄盆地断層帯の長期評価の一部改訂について（平成23年5月19日、地震調査研究推進本部、地震調査委員会）



出典：山形県の活断層(平成 21 年 1 月、山形県総務部危機管理室総合防災課)

図 2 - 1 主要な活断層と想定される震度

表 2 - 2 県内断層帯の被害想定調査結果一覧

断層名	山形盆地断層帯	庄内平野東縁断層帯	新庄盆地断層帯	長井盆地西縁断層帯
公表年月日	平成 14 年 12 月	平成 18 年 6 月	平成 10 年 3 月	平成 18 年 6 月
想定マグニチュード	M7.8	M7.5	M7.0	M7.7
建物全壊 (棟)	34,792	10,781	1,295	22,475
建物半壊 (棟)	54,397	23,618	5,342	50,926
死者 (人)	2,114	915	110	1,706
負傷者 (人)	21,887	9,694	2,585	16,405
避難者 (人)	94,688	41,044	7,776	78,849

注) 発生ケースは冬季の早朝を想定

出典：山形県建築物耐震改修促進計画 (令和 3 年 3 月、山形県)

山形県では「山形盆地断層帯被害想定調査報告書」(平成14年12月、山形県文化環境部)により、県内市町村の被害想定結果を公表している。

本資料に記載された山形盆地断層帯による中山町の被害想定結果は、表2-3(1)から(4)に示すとおりである。

表2-3(1) 中山町の建物被害想定結果

市町村名	建物棟数	被害棟数				被害率(%)			
		冬期		夏期		冬期		夏期	
		全壊	半壊	全壊	半壊	全壊率	半壊率	全壊率	半壊率
中山町	5,653	843	887	683	865	14.9	15.7	12.1	15.3

出典：山形盆地断層帯被害想定調査報告書(平成14年12月、山形県文化環境部)

表2-3(2) 中山町の死者数の想定結果

市町村名	冬期夕方				冬期早朝				夏期昼間			
	原因		死亡計	死亡率(%)	原因		死亡計	死亡率(%)	原因		死亡計	死亡率(%)
	建物損壊	建物焼失			建物損壊	建物焼失			建物損壊	建物焼失		
中山町	42	3	45	0.53	54	1	56	0.47	35	0	35	0.42

出典：山形盆地断層帯被害想定調査報告書(平成14年12月、山形県文化環境部)

表2-3(3) 中山町の負傷者数の想定結果

市町村名	冬期夕方				冬期早朝				夏期昼間			
	重傷	軽傷	重軽傷計	負傷率	重傷	軽傷	重軽傷計	負傷率	重傷	軽傷	重軽傷計	負傷率
中山町	84	502	586	6.92	91	581	677	5.75	71	428	499	5.90

出典：山形盆地断層帯被害想定調査報告書(平成14年12月、山形県文化環境部)

表2-3(4) 中山町の罹災者数及び避難所生活者数の想定結果

市町村名	冬期夕方				冬期早朝				夏期昼間			
	建物被害罹災者		避難所生活者		建物被害罹災者		避難所生活者		建物被害罹災者		避難所生活者	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
中山町	2,597	30.70	1,276	15.09	2,591	22.01	1,273	10.81	2,317	27.39	1,102	13.03

出典：山形盆地断層帯被害想定調査報告書(平成14年12月、山形県文化環境部)

2-1 住 宅

(1) 固定資産データ集計結果

令和4年度固定資産データ集計結果によると、町内の住宅総数は3,499戸である。

これらを現行の耐震基準が適用された昭和56年6月1日を境とした建設年代別に見ると、昭和56年6月1日より前に建築された住宅（以下「旧耐震基準住宅」とする）は1,190戸で全体の34.0%を占めるのに対して、昭和56年6月1日以降に建築された住宅（以下「新耐震基準住宅」とする）は2,132戸で全体の60.9%である。また、建設年代不詳の住宅総数は177戸で全体の5.1%である。

建て方別・構造別では、戸建て木造住宅が3,357戸で住宅総数の95.9%と高い比率を占めている。このうち、旧耐震基準住宅は1,180戸であり、建設年代不詳戸を加えると1,357戸と全戸建て木造住宅の42.1%、住宅総数の40.4%を占め、戸建て木造住宅の耐震化が喫緊の課題となっている。

戸建て木造住宅以外の住宅では、戸建て非木造住宅は118戸で住宅総数の3.4%、共同木造住宅は18戸で住宅総数の0.5%、共同非木造住宅は6戸で住宅総数の0.2%である。

表2-4 令和4年度固定資産データ集計結果（住宅の建設年代別戸数）

建設年代	戸建て住宅		共同住宅		小 計 (戸)
	木造 (戸)	非木造 (戸)	木造 (戸)	非木造 (戸)	
～昭和25年 (～1950)	15	0	0	0	1,190 (34.0%)
昭和26年～昭和35年 (1951～1960)	46	0	0	0	
昭和36年～昭和45年 (1961～1970)	328	1	1	0	
昭和46年～昭和56年 (1971～1981)	791	8	0	0	
(旧耐震基準住宅 小計)	1,180 (33.7%)	9 (0.3%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	
昭和57年～平成2年 (1982～1999)	427	12	1	0	2,132 (60.9%)
平成3年～平成12年 (2000～)	802	52	0	3	
平成13年～ (2000～)	771	45	0	3	
(新耐震基準住宅 小計)	2,000 (57.2%)	109 (3.1%)	17 (0.4%)	6 (0.2%)	
不 詳	177 (5.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	177 (5.1%)
合 計	3,357 (95.9%)	118 (3.4%)	18 (0.5%)	6 (0.2%)	3,499 (100.0%)

注1) 建築年代が昭和56年の建物について、5月31日以前及び月日が不明の建物は「昭和46年～昭和56年」で集計し、6月1日以降は「昭和57年～平成2年」で集計している。

注2) 小数点第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

(2) 耐震化率の推計

国が推奨している耐震化率の推計手法を用いて算出した令和4年度時点の中山町における耐震化率の推計を表2-5に示す。

県の住宅・土地統計調査結果によると、県内の旧耐震基準住宅のうち耐震診断の結果耐震性が確保されていた住宅の割合は39.1%である。表2-4に示した旧耐震基準住宅のうち39.1%の535戸は耐震性があると推定できる。また、県内の旧耐震基準住宅のうち耐震改修工事済みの住宅の割合は2.2%である。表2-4に示した旧耐震基準住宅のうち2.2%の30戸は耐震性があると推定できる。

旧耐震基準住宅のうち、耐震診断の結果耐震性ありとされる旧耐震基準住宅と、耐震改修工事済みの旧耐震基準住宅の合計は565戸になる。したがって、耐震性を満たすと考えられる住宅は、新耐震基準住宅2,132戸と旧耐震基準住宅のうち耐震性ありの住宅565戸を合わせて2,697戸となり、耐震化率は77.1%であった。

表2-5 令和4年度時点の中山町における耐震化率の推計

分類	総数	新耐震基準	旧耐震基準	旧耐震基準		耐震化されている	耐震化率
				耐震診断の結果耐震性あり	耐震改修工事済み		
	A	B	C	D	E	F=B+D+E	G=F/A
戸建て	3,475	2,109	1,366	535	30	2,673	76.9%
共同	24	23	1	0	0	23	97.6%
計	3,499	2,132	1,367	535	30	2,697	77.1%

注1) 建築年代が「不詳」の住宅については全て旧耐震基準とする。

注2) 住宅戸数については小数点第1位、耐震化率については小数点第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

2-2 建築物等

(1) 特定建築物

法の対象となる本町の特定既存耐震不適格建築物（以下「特定建築物」という）対象棟数は、表2-6に示すとおり9棟であり、そのうち旧耐震基準の建築物は4棟である。このうち小中学校等は4棟占めており、4棟とも耐震診断の結果耐震性が確保され耐震化済である。表2-6に示す旧耐震基準の特定建築物に、新耐震基準の特定建築物の5棟を加えた9棟のすべてが耐震化済であり、耐震化率は100%である。

表2-6 特定建築物（公共施設）の耐震化状況

用途	対象棟数	旧耐震基準棟数	診断棟数	診断で耐震性あり	耐震化済
小中学校等(2F以上)	6	4	4	4	4
学 校(上記以外)	0	0	0	0	0
体 育 館(一般供用)	1	0	0	0	0
老人ホーム等	0	0	0	0	0
幼稚園・保育園	0	0	0	0	0
危険物貯蔵	0	0	0	0	0
賃貸共同住宅等	1	0	0	0	0
病院・診療所	0	0	0	0	0
劇場・集会場	1	0	0	0	0
店 舗 等	0	0	0	0	0
ホテル・旅館	0	0	0	0	0
公共庁舎等	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0
合 計	9	4	4	4	4

注) 対象施設は、一定の用途や規模要件に該当する建築物のうち、現行の耐震基準に適合しないもの。

(2) 公共施設

公共施設（防火活動拠点施設等となる建築物）施設区分別耐震改修状況は表2-7に示すとおりである。

令和4年度現在、本町の全公共施設の耐震化率は94.4%である。耐震化率は、文化・社会教育・体育施設を除く施設が100.0%であり、文化・社会教育・体育施設が60.0%である。文化・社会教育・体育施設は不特定多数の者が利用する建築物として、喫緊の対応が求められる。

旧耐震基準の公共施設は11棟で、全棟数の30.6%を占めている。また、新耐震基準の公共施設は25棟で、全棟数の69.4%を占めている。

表2-7 公共施設（防災活動拠点施設等となる建築物）施設区分別耐震改修状況

施設区分	全棟数	新耐震基準	旧耐震基準	旧耐震基準の割合	耐震診断の実施状況					耐震診断未実施の棟数	耐震化済の棟数	耐震化未実施の棟数	耐震診断実施率	耐震化率
					改修等不要な棟数	改修等必要な棟数	改修済の棟数	改修未実施の棟数	耐震診断未実施の棟数					
	A	B	C	C/A	D	E	F	G	H	I=C-D	J=B+E+G	K=H+I	D/C	J/A
①庁舎等	6	3	3	50.0%	3	3	0	0	0	0	6	0	100.0%	100.0%
②小・中学校等	9	4	5	55.6%	5	5	0	0	0	0	9	0	100.0%	100.0%
③公民館等	5	4	1	20.0%	1	1	0	0	0	0	5	0	100.0%	100.0%
④福祉施設	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
⑤文化・社会教育・体育施設	5	3	2	40.0%	0	0	0	0	0	2	3	2	0.0%	60.0%
⑥公営住宅	3	3	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	3	0	0.0%	100.0%
⑦その他の施設	8	8	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	8	0	0.0%	100.0%
合 計	36	25	11	30.6%	9	9	0	0	0	2	34	2	81.8%	94.4%

注) 対象施設は、木造以外の2階以上又は延べ床面積200㎡を超えるもの。

(3) 民間特定建築物

法の対象となる本町の民間の特定建築物（以下「民間特定建築物」とする）は2棟である。耐震基準、耐震診断、耐震改修の結果により、耐震性が確保されている建築物が1棟であり、耐震化率は50.0%である。

(4) 危険物取扱建築物

法第14条第2号に規定する危険物の貯蔵場等の建築物に該当する公共及び民間建築物は中山町には存在しない。

(5) 通行障害建築物

大規模地震の発生により倒壊し、緊急輸送道路を閉塞する可能性のある法第14条第3号に規定する避難路沿道建築物（以下「通行障害建築物」とする）は、現地調査による目視確認の結果9棟あり、第2次緊急輸送道路及び本計画における避難路に通ずる道路の沿道にある建築物である。

(6) 危険ブロック塀

大規模地震の発生により倒壊し、緊急輸送道路を閉塞する可能性のある法施行令第4条第2項に規定する組積造の塀（以下「危険ブロック塀」とする）の要件に該当する塀は、現地調査の結果2件で、本計画における避難路に通ずる道路の沿道にある構造物である。

3 耐震改修等の用途別目標の設定

想定されている山形盆地断層帯並びに長井盆地西縁断層帯の被害想定を勘案すると、本町の住宅・特定建築物における地震被害の減災対策としては、耐震化の促進が極めて重要である。したがって、本町の耐震化目標は、基本方針の耐震化率目標及び県計画の耐震化率目標と同様に90%とする。

また、公共施設の耐震化率目標は、耐震化率100%を達成しているが、町民が安心して利用でき、防災活動拠点施設として機能する必要があるため、定期的な診断や点検を実施することとする。

	令和4年度耐震化率		令和14年度耐震化率
住 宅	77.1%	→	90.0%
特定建築物	100.0%	→	100.0%
公共施設	94.4%		(定期的な診断や点検を実施)

3-1 住宅

令和14年度における耐震化率目標90%に対して、令和14年度に想定される推定耐震化率は81.0%である。「耐震性なし」の住宅総数は704戸であり、目標耐震化率である90%を達成するためには333戸の耐震化が必要となる。今後10年間で333戸の耐震化を実現するためには、約33戸/年の耐震化が必要になる。

表2-8 住宅の耐震化必要戸数の状況

年度	棟数	新耐震基準	旧耐震基準	耐震診断の結果	耐震改修工事済み	施策効果	耐震性が不十分	耐震化率
				耐震性あり				
	A	B	C	D	E	F	G=C-D-E-F	H=(A-G)/A
令和4年	3,499	2,132	1,367	535	30	-	802	77.1%
令和14年	3,706	2,506	1,200	469	26	-	704	81.0%
令和14年(目標)	3,706	2,506	1,200	469	26	333	371	90.0%

注) 住宅戸数については小数点第1位、耐震化率については小数点第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

3-2 建築物等

(1) 特定建築物

特定建築物の耐震化率は100.0%であり県の耐震化率目標を達成しているため、定期的な診断や点検を実施する。

(2) 公共施設

令和14年度における耐震化率目標100.0%に対して、現状は94.4%である。令和5年度から令和14年度までの10年間で旧耐震基準建築物2棟の耐震化が必要である。

(3) 民間特定建築物

民間特定建築物の耐震化率は50.0%であり、令和5年度から令和14年度までの10年間で旧耐震基準建築物1棟の耐震化が必要である。

(4) 通行障害建築物

法に基づき国土交通省が定める「基本方針」で示された目標に則り、通行障害建築物所有者への各種支援に努めながら令和14年度末までに耐震性が不十分な通行障害建築物をおおむね解消することを目標とする。

(5) 危険ブロック塀

法に基づき国土交通省が定める「基本方針」で示された目標に則り、危険ブロック塀所有者への各種支援に努めながら令和14年度末までに耐震性が不十分な危険ブロック塀を解消することを目標とする。

1 基本的な取組方針

本町における住宅・建築物等の耐震化を促進するにあたっては、町内の住宅・建築物等の所有者等が自ら耐震化に努めることを基本とし、町は、県及び建築関係団体等と共に、住宅・建築物等の所有者等が耐震診断・耐震改修を計画的に行いやすいように環境の整備や必要な支援施策を講じていくものとする。

2 耐震化の促進を図るための支援策

町は、住宅・建築物等の耐震化の促進を図るため、県と協力・連携して、耐震診断・耐震改修事業を実施し、円滑な事業推進に努める。

- ① 町は、県と連携して、耐震相談窓口を設置する。
- ② 町は、町民に対し、耐震化に関する情報、事業者情報等の情報提供を実施する。
- ③ 町は、住宅・建築物等の所有者が求めるとき、町で認定した耐震診断士を派遣し、一般耐震診断を実施する。
- ④ 町は、「住宅・建築物安全ストック形成事業」、「中山町木造住宅耐震改修補助金」、「中山町木造住宅耐震診断士派遣事業」、「中山町ブロック塀等撤去支援事業補助金」等の活用・周知により、町内の住宅・建築物等の耐震化の促進を図る。
- ⑤ 町は、スクールゾーン内等の危険ブロック塀設置箇所について、撤去に係る支援に関する周知を展開し、危険の解消に向けた所有者への支援を図る。
- ⑥ 町は、災害時に防災活動の拠点となる施設や避難所、学校等の町有建築物の耐震化を計画的に実施する。
- ⑦ 県及び市町村と建築関係団体で構成する「山形県住宅・建築物地震対策推進協議会」を活用し、住宅・建築物等の耐震化を推進する。

3 住宅耐震化を推進する取組

住宅の耐震化を推進することを目的とした「中山町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、住宅の耐震診断費や耐震改修工事費に対する一部補助といった財政的支援や、住宅所有者や耐震診断実施者に対する耐震化促進案内や耐震改修の必要性の周知といった普及啓発等、住宅の耐震化を総合的に推進する。

4 改修実施への環境整備

町は、県と協力して、町民が安心して相談や診断・改修を依頼できるよう、建築士を対象とした診断及び改修設計技術の講習、改修事業者を対象とした講習会の開催を実施し、耐震改修の技術向上を図り、受講者の名簿を診断士登録や技術者紹介に活用できるよう環境整備を行う。

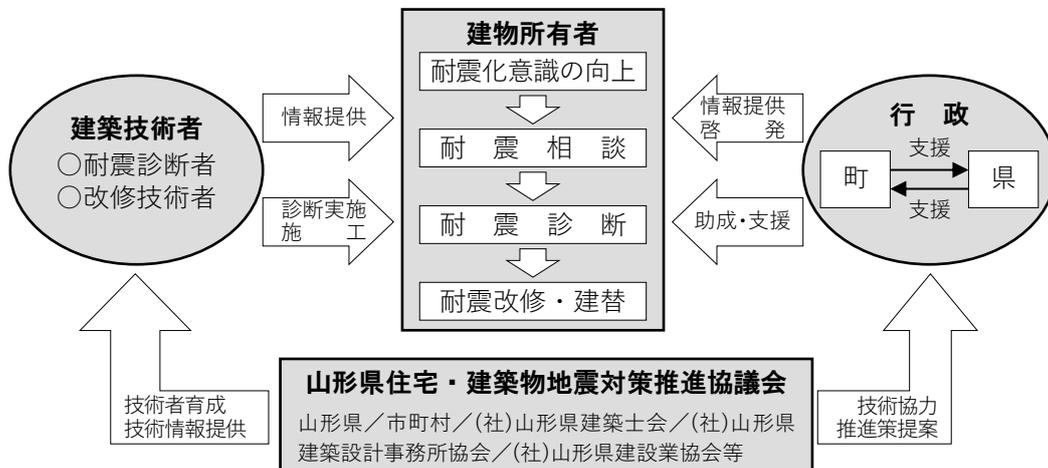


図 3 - 1 耐震化へのイメージ

5 地震時の建築物等の総合的な安全対策

町は、地震時の建築物等の総合的な安全対策を推進するため、以下の取組を推進する。

- ① 町民の生命・財産を守る立場から、町は、広報誌やホームページ等を活用して建築物等の耐震化の必要性や地震防災知識の普及・啓発を行うとともに、県が作成するポスター・パンフレット等も活用しながら耐震診断・改修への誘導を図る。
- ② 町は、県と連携して設置する耐震相談窓口を活用して町民の耐震化への意識付けと耐震診断・改修への誘導を図る。
- ③ 町は、県および一般社団法人山形県建築士会山形支部等と連携して地震災害による家屋の倒壊から高齢者の生命を守る減災対策（部分的な補強、防災器具の活用、家具の転倒防止）等について、訪問アドバイスや町内会への出前相談会を企図する。
- ④ 町は、スクールゾーンや避難場所、避難路等におけるブロック塀等の倒壊を防止するため、所有者に対して除却あるいは安全確保等について助言、指導する。
- ⑤ 町は、危険ブロック塀等からの安全確保を促進させるため、これらの除却を対象とした「中山町ブロック塀等撤去支援事業補助金」の活用・周知に努める。
- ⑥ 町は、地震時に建物の窓ガラスの落下や看板等の落下による災害を防止するため、スクールゾーンや避難路に面した危険性がある建築物等の改修を促進する。
- ⑦ 町は、地震時に、エレベーター内での閉じ込めが発生しないよう管理者等に防止策の推進を図り、点検・改善を指導する。
- ⑧ 今回の住宅の調査結果については、町内の住宅の耐震化の状況を踏まえ、耐震診断、耐震改修を計画的に推進する。

6 地震時の通行を確保する道路

県は、地震時において、建築物等の倒壊により緊急車両の通行や県民の避難の妨げにならないよう下記の道路を法第5条第3項第1号道路として指定している。

① 緊急輸送道路

山形県地域防災計画（震災対策編）において指定する避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施するうえで重要な道路であり、主要な都市間及び他県、防災拠点を連絡する道路である。平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要とされている。

② 避難所に通ずる避難道路

地域の避難所に通ずる主たる道路とし、沿道の建築物等の耐震化を図ることが必要な道路である。

町は、上記の道路の沿道において、倒壊の恐れのある建築物等の所有者に対して、法第6条に基づき、耐震改修等の実施を誘導するとともに、町所有の建築物等の耐震改修に努める。

7 建築物等の地震に対する安全性向上に関する啓発等

7-1 地震ハザードマップの活用

住宅・建築物等の耐震化促進のためには、その地域に発生のおそれのある地震や、地震による被害等の可能性を町民に伝えることにより、耐震化への意識を啓発することが重要である。

町は、県の山形県内4断層帯被害想定資料等を基に作成した地震ハザードマップ（揺れやすさマップおよび危険度マップ）を活用し、町民に対して地震による危険性の周知に努めるとともに、必要に応じて更新を行う。

7-2 相談体制整備・情報提供の充実

町は耐震相談窓口を設置し、耐震診断・耐震改修についての情報を提供する。また、技術的な事項については、山形県住宅・建築物地震対策推進協議会に加入している専門機関等の相談窓口を紹介する。

7-3 パンフレットの活用等

(1) パンフレット、ホームページ等の情報提供

町は、国や県、関係機関等が作成するパンフレットを活用して、町民の耐震化への意識向上を図るとともに、広報誌やホームページにおいて住宅・建築物等の耐震診断・改修に関する知識や情報を提供する。

(2) 住宅月間・建築防災週間等

町は、住宅月間・建築防災週間等の期間において耐震化の推進を集中的に図ることとし、耐震診断、改修に関してより強化した内容の啓発記事を広報誌やホームページにて周知展開する。

7-4 家具転倒防止等

町は、町民に対して、パンフレットや広報誌、ホームページ等を活用して、地震時における家具の転倒防止策の事例等を紹介し、自らできる地震対策への取組について普及啓発を図る。

7-5 自治会等との連携

町は、自治会等に対し、自主防災活動における一環として建築物等の耐震化を地域全体の問題として捉えるよう助言・指導し、スクールゾーンや避難場所、避難路沿いの危険ブロック塀等撤去の取組について情報共有を図る。

また、町は、町内会を対象とした出前相談会等に際し、映像や模型を活用して耐震化の必要性を強く訴えるための創意工夫を行う。

8 その他関連施策の推進

8-1 山形県住宅・建築物地震対策推進協議会との協働

町は、山形県住宅・建築物地震対策推進協議会と共同して、町民に対し、耐震改修促進に向けた啓発、支援等を実施する。

山形県住宅・建築物地震対策推進協議会

住宅・建築物の耐震化を促進させるために官民が協働で対策にあたる必要性から、平成19年に県、市町村、(社)山形県建築士会、(社)山形県建築設計事務所協会、(社)山形県建設業協会をはじめとした関係団体等により設立された。

- 主な事業
- ・全市町村の耐震相談窓口、リフォーム相談窓口の設置
 - ・木造住宅の耐震診断・改修マニュアルの作成
 - ・耐震診断士・改修技術者養成講習会の開催
 - ・ハザードマップの検討
 - ・被災建築物の応急危険度判定士養成講習会の開催
 - ・応急仮設住宅建設予定地リストの作成
 - ・リフォーム研修会の開催

8-2 その他

本計画は、耐震化の進捗状況に応じて、適宜点検、見直しを行う。

中山町建築物等耐震改修促進計画【令和4年度改定版】

改定日 令和5年3月

発行 中山町

〒990-0492 山形県東村山郡中山町大字長崎120番地

電話：(023)662-2111（代表）